

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
「支払期限」経過後の取扱い					
1	金融機関	資料 1	項番 4	<p>回答欄「納付書発行後10数年経過しており、・・・」とありますが、10数年経過したものの内容を金融機関に照会いただいても、納入済通知書の保存期間が経過しており、地方団体様からの照会への回答はできないと考えます。</p> <p>納入済通知書の保存は「一括伝送 データ送信後数日間程度」と整理されていることから、上記のようなケースでは、地方団体様が納税者様に確認をしていただくものと考えます。</p>	<p>【事務局】回答が分かりづらく申し訳ありません。地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納の場合、金融機関において送信期限内に地方団体へ一括伝送データの送信を行います。通常、この伝送データの情報から地方団体において消し込み等の処理を行いますが、納付書発行後10数年経過しているような納付書など、地方団体においてこの伝送データのみでは課税案件の特定が困難であるような場合もあるものと考えております。そういった場合には、地方団体は金融機関に対し速やかに問合せを行い、金融機関においては、一括伝送データ送信後数日間程度（最低5営業日間）保管している納入済通知書本体又はイメージデータ等をもとに納税義務者名等を回答するなど、地方団体に協力いただくことを想定しています。</p>
延滞金の取扱い					
2	金融機関	資料 1	項番 3	<p>「なお、指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えありません。」との記載については、QRコードの付された納付書の普及に逆行する内容と考えます。</p> <p>第4回の中間とりまとめの資料どおり、地方団体様が延滞金に係る納付書を別に発行する対応が原則であるとの記載に留めていただきたいと思います。</p>	<p>【事務局】地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ（令和4年1月）でお示しているとおおり、地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することとなります。</p> <p>一方、指定金融機関等の契約による延滞金の取扱いについては、個別の地方団体・金融機関の交渉の中で定められるものであり、従前の取扱いを継続することまで排除するものではありません。</p>
3	金融機関	資料 1	項番 3	<p>○本回答では、延滞金の取扱いについて「指定金融機関等の契約により、今後も従来の取扱いを継続することは差し支えない」と記載されている。</p> <p>本件については、「『地方税統一QRコードの活用に係る検討会』（令和3年度第1回）への意見・回答」において、「地方税統一QRコードを活用したeLTAX経由の収納については、地方団体が延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行することになります。」とされ、本検討会の中間取りまとめにおいても、「地公体が収納日をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金にかかる納付書を別途発行する」と整理されている（「原則とする」が削除）。</p> <p>統一QRコードによる窓口収納は、システム上・運用上ともに延滞金の徴収はできないため、地公体側に誤認がないように周知してほしい。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
QRコード破損等による読取エラー時の処理方法					
4	金融機関	資料1	項番8	<p>○収納受付金融機関から指定金融機関への「取次ぎ」の場合、地方税法に基づく特定徴収金の収納ではないことから、印紙税の取扱いを含め従来の方法およびルートにより、納付書および当該地公体の徴収金を取り次ぐことになるかとされている。</p> <p>統一QRコードの読取りについては、事務センターに集約する金融機関が大半と考えられるが、これら金融機関は事務センターで初めて読取エラーに気付くことになる。納税者に領収書を交付した後、読取エラーが判明して「取次ぎ」とする場合、納税者に返却済みの領収書に印紙を貼付できず、印紙の貼付漏れ（脱税）となる。印紙税納付に不備があれば、当該分の追加納付のみならず、5年にわたる影響調査を求められるなど、各金融機関にとって相当な影響が発生する。</p> <p>このようなケースが発生し得ることを国税庁に説明し、印紙税免除や後日納付が認められるのか、同庁の見解を確認いただきたい。あるいは、税務上問題のない事務フローを検討、提示いただきたい。</p>	<p>【事務局】 ご意見いただいたケースに係る税務上の取扱いが明確になるよう、現在、国税庁と調整を進めております。</p>
5	地方団体	資料1	項番26	<p>JPQR仕様書の公開時期予定が令和4年度夏までとなっていますが、基幹システムの設計において必須の情報となるため、早期の公開を希望します。また、JPQRの公開される仕様書については具体的にどのような内容が仕様書として提示されるかご教授ください。</p>	<p>【キャッシュレス推進協議会】</p> <p>基本的には、これまでの議論で記載の内容と大きく変わりません。早期の公開についてのご希望は承りましたので、公表時期等については改めてご連絡したいと存じます。</p>
金融機関検討・対応状況					
6	地方団体			<p>令和5年4月から全ての金融機関及び地方団体がQRコードに対応する前提で、本県を含め各地方団体は、税務システム標準化を間近に控えるなどの種々の事情がありつつも、期限に間に合うよう税基幹システムの改修等に取り組んでいる。</p> <p>全国の金融機関で、全地方団体の納税ができるようになってこそ、納税者利便の実現や事務の合理化が図れるものと考えことから、金融機関においても窓口端末や基幹システムの更改等の事情により、本格的な対応が間に合わないとしても、暫定的な方法で収納データの連係や送金ができるよう、暫定的な仕組みの提供や事務運用の検討をお願いしたい。</p> <p>特にJAバンクにあっては、本県での取扱件数も多く、また指定金融機関としている地方団体も相当数あることから、窓口端末更改前であっても暫定的な対応を進めていただきたい。</p>	<p>【事務局】 事務局においては、各金融機関の実情を踏まえた上で、QRコードへの対応可能時期についてとりまとめたところです。</p> <p>それに際し、令和5年度中のQRコード対応が困難な金融機関に対しては、代替措置の実施について個々の判断をお願いさせていただいているところです。</p> <p>このため、金融機関・地方団体どうしが個別にご相談のうえ、地域の実情に応じた対応を講じていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
7	金融機関	資料7-1	3	<p>資料7-1 P3</p> <p>○ゆうちょ銀行および郵便局においては、「QRコードが印字されたカク公帳票では、今後も現行通りの処理を実施（QRコード処理は行わない）」とされているが、マル公帳票のみ対応して、カク公帳票に対するQR処理は検討しないということか。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>カク公については、当行の提供する通常払込みのサービスをご利用いただくものですので、窓口においては現行どおりカク公処理を継続します。</p> <p>なお、上記の点を踏まえ、マル公の帳票をご利用いただくか、カク公の帳票をご利用いただくかは、地方団体の判断によるものと認識しております。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
8	ベンダー	資料7-2	6	<p>資料① 2022/2/25に総務省様より展開のあった「ゆうちょ銀行地方税統一QRコード様式の作成基準」における「様式基準への意見に対する回答.xlsx」の項番48の回答</p> <p>資料② 「07-2_【資料7-2】【地方団体向け】地方税統一QRコード納付書の作成基準（ゆうちょ銀行）.pdf」のp.6</p> <p>上記資料①において、任意税目の中でQRコード非対応（非印刷）とする税目がある自治体様の場合に、現在お示しいただいた作成基準ですと運用上QR様式、QR様式以外の用紙を2種類用意して使い分ける必要があり、システム印刷・プリンタの特性も踏まえ、自治体様の運用上対応ができない懸念がある趣旨の意見を具体例・理由を添えて提出しました。その結果、</p> <p>「地方税統一QRコード活用検討会場で、税については法令上、QRコードの印刷が可能であると認識しております。したがって、例示頂いたケースの場合であれば、全てQRコードを印字することは可能と思料します。」との回答をいただきましたが、自治体様が任意税目についてQRコード非対応とする意向であっても、事実上QRコード対応せざるを得ないことになる想定され、任意税目が設定された経緯を考えますと非現実的ではないかと危惧しております。QR様式の用紙1種に対して「任意税目はQRコードを非印刷にする」ことを許容していただけないかと考えております。</p> <p>万一、上記対応が不可の理由がある場合は、今回お示しいただいた資料②の中の</p> <p>⑨公金取りまとめ店欄 ⑩納付場所（裏面印刷項目と想定） ⑪その他 （・納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意 文言を表示）</p> <p>については、依然としてQR様式、QR様式以外の間で文言に違いがあるため、例えば以下のような対応として、文言を統一した基準にご調整いただけないかと考えております。</p> <p>⑨公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合: ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合: ゆうちょ銀行 大阪貯金事務センター」等と用紙に刷込印刷する。</p> <p>⑩納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」といった趣旨の統一した文言として用紙に刷込印刷する。納付場所に関する統一した文言の詳細の内容は自治体様にご意見を伺うといった調整も必要になると考えます。</p> <p>⑪その他（納入済通知書下部（クリアゾーン）に「ATM読取不可」等の注意 文言を表示） 「QRコードが印刷されている場合はATM読取不可」等の注意文言として用紙に刷込印刷する。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>納付書を受け付ける金融機関側としては、原則、QR様式とQR以外の様式は明確に使い分けて運用（納付書発行）をいただきたいところです。また、任意税目についても可能な限りQR対応を行って頂きたいとの考えがございます。</p> <p>ただし、上記運用が困難な特別な事情がある場合、マル公については、QR様式とQR以外の様式それぞれの基準を満たすように、下記のとおり注意事項を書き分けて作成いただくことを可能とします。</p> <p>⑨公金取りまとめ店欄 「QRコードを印刷している場合: ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター、QRコードを印刷していない場合: ゆうちょ銀行 **貯金事務センター」等のように表示。</p> <p>⑩納付場所（裏面印刷項目と想定） 「QRコードを印刷している場合は全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付いただけます。QRコードを印刷していない場合は、近畿2府4県のゆうちょ銀行または郵便局で納付いただけます。」のように表示。</p> <p>⑪その他 「ATM読取不可」等の注意文言は削除（書き分ける場合のみ）</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
9	地方 団体	資料 7-2		<p>資料7-2 ゆうちょ銀行から示されているマル公様式作成基準では、取りまとめ店欄について、下記のような区分で作成するよう定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QRコードを印字する納付書 <ul style="list-style-type: none"> ・・・「取りまとめ店：ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター」 ・QRコードを印字しない納付書 <ul style="list-style-type: none"> ・・・「取りまとめ店：ゆうちょ銀行 ○○貯金事務センター」 （浜松市の場合は、名古屋貯金事務センター） <p>しかし、取りまとめ店の印字については、従来は1パターンしかなかったため、納付書にプレ印字で表示していた。QRコードの印字の有無により、取りまとめ店の印字をデータ印字で分岐させる場合、税システムで出力する場合も、帳票作成業者に委託する場合も、QRコードの有無の判定で印字を打ち分けるプログラムを設定するための相応の工数や費用が発生する。上記の取りまとめ店欄の印字場所は、領収印欄とQRコードを印字するエリアとの間のスペースが指定されているが、一行程度の非常に狭いスペースであり、ここに上記のような「取りまとめ店 ～ 事務センター」という多くの文字数を印字すると文字の大きさが非常に小さいものとなる。</p> <p>取りまとめ店の表示は、自治体の所在する地域担当の貯金事務センターを表示する1パターンにさせていただき、QRコードが印字されている納付書は、取りまとめ店の表示内容にかかわらず、納付書を受付した店舗の地域の「公金QR受持貯金事務センター」に回送していただく運用で対応することを検討していただきたい。 （「ATM使用不可」「ATMでは使用できません」の表示分けについても同様）</p>	<p>【ゆうちょ銀行】 項番8の回答のとおりです。</p>
10	地方 団体	資料 7-3		<p>資料7-3 地方税統一QRコード納付書の審査申請手順（ゆうちょ銀行）P1 ゆうちょ銀行様における読取テストについては、「ゆうちょ銀行様の窓口端末機等の機械処理（カク公処理）が問題なく実施できることの確認」とご記載がございますが、地方団体から送付する納付書のQRコードのデータの内容については、本番相当のデータに準じるものではなくとも問題ないという理解でよろしいでしょうか。（例えば、QRコードの設定値については、ALL9などの便宜的なもので対応させて頂く等）</p>	<p>【ゆうちょ銀行】 マル公・カク公の見本品のQRコードの設定値については、地方税統一QRコードの規格を満たす設定値として頂きますようお願いいたします。（可能な限り本番相当のデータに準じて作成いただくことを想定しております。）</p>
11	地方 団体	資料 7-3	2	<p>資料7-3 P2 先のアンケート（2021/12/27【QR検討会】地方団体アンケート 調査表2）結果を受けての「提出期限2022年10月末」と推察します。</p> <p>当県も「見本品のご提出可能時期は2022年10月末」として回答しましたが、その前提として「地方団体とeLTAXとの連動試験が2022年10月」との機構からの案内があり、その連動試験の中でデータ作成・帳票印刷し、その帳票を見本品としてご提出する考えでした。連動試験と同時に見本品を作成すれば作業的に無駄がないからです。（連動試験までに基幹税務システムを改修→改修した基幹システムでデータ作成→eLTAXとの連動試験（データ授受）、同じデータを用いての外部委託業者システム/自庁環境での帳票作成テスト（見本品含む）→送信データと帳票との整合確認、見本品提供。同様の考えの地方団体は多いと思われます。）</p> <p>現在、機構から「地方団体とeLTAXとの連動試験が2022年11月からに変更」予定と案内されているところであり、当県としても連動試験に合わせて見本品を作成したいので、「提出期限 地方団体とeLTAXとの連動試験開始後、ゆうちょ銀行殿の許容できる期限まで」を希望します。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】 様式見本品の作成スケジュールにつきましては、地方団体様ごとに個別の事情があると推察します。ただし、目安となる期限感を提示すべきとの考えから、提出期限については、現状どおり10月末とさせていただきます。</p> <p>なお、上記期限に間に合わない場合は、審査手順にも記載のとおり修正可能期限の1か月前までにご提出をいただくこととしております。ただし、当行としてもスムーズな審査対応を行いたいと考えますので、可能な限り速やかにご提出をいただきますよう、ご協力をお願いします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
12	ベンダー	資料7-4	2	<p>QR様式の作成基準で承認された帳票を令和4年度中に使用（QRコード印字なし）と、従来のカク公・マル公と同様の範囲でお取扱いをお願いできないでしょうか。</p> <p>令和4年度中に基幹ベンダーを切り替えて当社に移行する団体が複数あります。令和4年度だけ使用する現在の様式基準で作成した様式と、令和5年度以降に使用するQR様式の両方に対応するのは団体の負担が大きいです。</p>	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>下記条件を満たす場合は、当行の受持ち貯金事務センターに様式承認の申請をしていただき、承認後、2022年度中であっても使用していただくことが可能です。</p> <p>○マル公</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付場所の記載を現行のままとする。（全国の金融機関で収納可能といった地方税統一QRコードの制度開始後の表現としない） 公金とりまとめ店の記載を現行のままとする。（「〇〇貯金事務センター」の記述が一般的です） <p>○マル公、カク公共通</p> <p>eLマークを表示しない。</p> <p>※ 貯金事務センターの問合せ先は、地方税統一QRコード活用検討会で開示していますので、委託元の地方団体様にご確認ください。</p>
13	ベンダー	資料7-4	2	<p>ゆうちょ銀行様がQRコード対応されるのは令和5年5月からとされています。</p> <p>令和5年4月はQRコード付納付書を取り扱っていただけるのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> お取扱い可能な場合、マル公は全国なのか、地域限定（現行どおり）なのか？これは全団体に影響する非常に大きな話です。 お取扱い不可（現行の様式）の場合、QRコード付納付書と現行納付書をセットで発送するか、「ゆうちょ銀行様で納付したい場合は、市役所まで御連絡ください。別途送付します」といった対応をするか、いずれにせよ、地方団体側は大変な対応になります。 	<p>【ゆうちょ銀行】</p> <p>当行で地方税統一QRコード処理が可能となるのは2023年5月以降ですが、2023年4月であっても郵便局、ゆうちょ銀行窓口で地方税統一QRコード対応の納付書による公金納付を受付けます。</p> <p>ただし、マル公は収納地域を限定し（現行どおり）、カク公※はカク公として全国の郵便局、ゆうちょ銀行直営店（ATMを含む）で取扱います。</p> <p>※カク公は、2023年5月以降もカク公として収納します。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
MPN推進協議会・運営機構提出資料関係					
14	地方 団体	資料 8 - 1		<p>資料8 - 1</p> <p>(1) (仮称) 地方税統一QRコードを利用する帳票について</p> <p>②MPN登録金融機関での取扱いの整理</p> <p>「MPNに収納機関登録している地方団体の帳票を一括伝送方式で処理する場合、OCR読取かQR読取かは、金融機関の判断とする」とありますが、QR印字がある納付書は手数料等のこともあり基本はQR読取で処理されると思っていましたが、読取エラー以外に何か金融機関に選択の機会があるということでしょうか。</p>	<p>【事務局】 金融機関・地方団体双方の事務負担軽減のため、地方税統一QRコードが印字された納付書については、原則として当該QRコードを読み取っていただくことを想定していますが、ゆうちょ銀行カク公帳票については、従前通りカク公処理を行うものと聞いています。</p> <p>【MPN運営機構】</p> <p>MPN一括伝送方式を導入済みの金融機関から当機構に対して、OCR読取は禁止されるのかという照会がこれまでにありました。</p> <p>上記の事務局回答のとおり、原則としてQRコードを読み取ることが想定されておりますが、既に一括伝送方式を行っている各金融機関において、処理システムの仕様も考慮しつつ、2023年4月に間に合わせることでできるだけ円滑な読取が行われるような運用を個別に検討してゆくものと推察しており、OCR、QRのどちらを読み取るかについては、金融機関の判断という認識です。</p>
15	金融 機関	資料 8 - 2		<p>資料8 - 2</p> <p>・QRコード破損（読取不能）時のデータレコードの設定方法について、項番5（04-1）のチェックディジット（CD）は「固定値99」を設定することだが、当該破損時の入力においては、読取側でCD計算（チェック）は行う必要がないとの理解でよいか。</p> <p>・QRコード通常読取時においては、CD計算（チェック）を行うことを想定しているため、当該CDの算出ロジック（詳細）を確認したい。</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>（第1文について）</p> <p>ご認識のとおりです。</p> <p>QRコード破損（読取不能）時には、券面情報からデータレコードを作成することとなっておりますが、QRコード格納情報は券面に全て記載されていません（一括消込データに使用する83桁情報では、項番5（04-14）税務事務所コードは券面に記載ありません）。そのため、収納機関が設定したチェックディジット（CD）値を金融機関で再現できないため、読取側（金融機関側）でのCD計算を不要とし、項番5（04-1）と項番5（04-9）の2か所のCDを固定値とする整理したものです（厳密には、項番5（04-1）のCD値は計算ができますが、一律に2か所とも計算不要としました）。</p> <p>代わりに、納付書の券面情報にもとづき、一括消込データを手入力する場合の入力区分を「01」とすることにより、地方団体に対して注意喚起を促すとしています。</p> <p>なお、QRコード破損（読取不能）時に、地方団体から83桁情報もしくはQRコードの提供があった場合には、CD計算をすることが可能と思われます。この場合の入力区分は06（OCR）と考えています。</p> <p>（第2文について）</p> <p>一括消込データに使用する83桁部分のCDの算出ロジックは、既存のMPN仕様から変わりありません。一方、QRコード全体のCDはJPQRの仕様になります。当機構からは回答できません。</p> <p>（ご参照）MPN標準帳票ガイドライン別紙「標準帳票仕様書」別紙15：郵便振替収納通知サービスのチェックディジットの計算方法</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
16	金融機関	資料 8-2		<p>04-3払込金額の説明部分について、「延滞金を追加して収納を受け付けた場合であっても、あくまで当初納付書に記載されていた金額を設定するように留意されたい。」との記載があるが、第4回検討会の中間取りまとめP.4にて「地方団体は、収納受付金融機関が一括伝送フォーマットに従い送信する「収納日」（納税者が金融機関に支払った日）をもとに延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を別途発行する。」と整理されています。今回示された内容は納付書および延滞金にかかる納付書の合計2枚を受領した際に1枚ずつQRコードを読み取り、一括消込データを作成するという理解で問題ないでしょうか。その他理由にて記載をされている場合は、想定される事象について具体的にお示しいただきたい。</p>	<p>【MPN運営機構】 「今回示された内容は納付書および延滞金にかかる納付書の合計2枚を受領した際に1枚ずつQRコードを読み取り、一括消込データを作成するという理解で問題ないでしょうか。」については、ご認識のとおりです。 なお、「納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしない」（規格検討会取りまとめ）という認識であり、延滞金を追加して収納を受け付ける場合も可能性として考慮した説明としています。</p>
17	金融機関	その他		<p>・QRコードの格納項目のコード値※一覧（コードと内容）について、早期に（4月上旬まで）にご提示をお願いしたい。間に合わない場合、システム開発が遅延する懸念があります。 ※例えば、年月日であれば、実際に存在する日付しか入らないのか、実在しない「オール0」、「オール9」、「空白」が入ることがあるかもご教示願います。</p>	<p>【地方税共同機構】 地方税共同機構におけるシステム開発のスケジュール上、各コードの定義を4月上旬までにお示しすることは困難です。ご記載いただいた日付については、少なくとも「空白」は設定されませんが、「オール0」や「オール9」が設定される可能性は現時点では排除されないため、このことを踏まえ貴行におけるシステム設計を行っていただければと存じます。 なお、QRコード格納項目のコード値については、令和4年度第2四半期を目途に決定することを検討しているところです。金融機関向けの提示方法や掲載場所の詳細については検討中です。</p>
18	金融機関	資料 8-2		<p>QR読取エラー時の券面情報に基づくデータ作成について、第5回検討会でマルチペイメント運営機構から示された「QRコードの破損時の取扱い」に準じることで確定でよいか。 また、券面情報を手入力する項目について、全て充足しない場合もデータ伝送することに問題はないか。</p>	<p>【地方税共同機構・MPN運営機構】 前段はご認識のとおりです。 後段は地方団体における消込作業において、対象案件の特定ができる必要があります。このため、該当事象（券面汚損等により必要情報をすべて入力することが困難な事象）が生じた場合には、個別に地方団体に問い合わせる等して、案件の特定が可能な状態でデータ伝送いただく必要があります。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
19	金融機関	資料8-2		<p>【資料8-2】の記載内容に誤りがある認識であり、修正いただきたい。</p> <p>【内容】</p> <p>①MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」について (正) オールゼロ (インターフェイス仕様書における記載) (誤) ALL半角スペース (資料8-2における記載)</p> <p>②幹事金融機関収納区分 (正) 幹事金融機関のみ「1」 (インターフェイス仕様書における記載) ※ただしみずほ銀行は現在「0」で送信 (誤) みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外は、「0」：それ以外 (資料8-2における記載)</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>大変申し訳ございませんでした。第6回検討会資料3-1、3-2のとおり訂正および修正します。</p> <p>①MPNヘッダー部の「口座振替データ伝送サービス用情報」 36桁の半角ゼロ+8桁の半角スペース+9桁の半角ゼロ (合計53桁) 口座振替データ伝送サービス用情報の詳細な項目及び属性はインターフェイス仕様書「表4. 4-1」(p.4-21)を参照。</p> <p>②幹事金融機関収納区分 (1) みずほ銀行およびゆうちょ銀行以外の金融機関：「0」 (2) みずほ銀行およびゆうちょ銀行(地方税共同機構の幹事金融機関)の場合 ・地方税共同機構と他の収納機関をまとめた一括消込データを送信する時は「0」 (MPNセンタは送信日とMPN取扱日が一致しない場合はエラーとする) ・地方税共同機構のみの一括消込データを送信する時は「1」を選択可能 (MPNセンタは送信日とMPN取扱日が一致しない場合もエラーとしない)</p>
eLTAXとの連動試験について					
20	金融機関	資料8-3		<p>資料8-3</p> <p>・金融機関側は、原則、12月～2月の試験に参加すればよく、既に一括伝送方式により収納データ送信を行っている銀行は、参加不要との理解でよいか。</p> <p>・試験目的として、金融機関側の機能確認を想定とのことだが、QRコードを読取・データ作成からの一気通貫の試験を目的として、試験データとしてダミーのQRコードを配布する等の予定はあるか。試験データの想定があればご教示願いたい。</p>	<p>【MPN運営機構】</p> <p>(第1文について) ご認識のとおりです。 (第2文について) MPN接続試験実施要領に従い、試験データの準備方法については、地方税共同機構と相談してまいります。</p>
21	金融機関	資料8-3		<p>eLTAXとの連動試験を行う時期・範囲・方法・手順など具体的な内容を、読取りテストとの関係性も明らかとしたうえで全体感とともに示していただきたい。</p> <p>現状では、読取りテスト・連動試験の双方で、誰が何をどこまでテスト・試験すべきなのか判然としない。</p> <p>なお、当行では地方税統一QRコードが読み取れたか否かのみ確認することをテスト範囲と想定しており、地方税統一QRコード生成時のデータと読取れたデータの突合や、MPN(eLTAX)宛てデータ伝送等は想定していない。</p>	<p>【事務局】読取りテストの概要については、第6回検討会資料4にてお示ししております。なお、本読取りテストは、生成されたQRコードがエラーなく適切に読み取りができる品質であることや、正しい納付情報が格納されているか等の確認が目的であり、eLTAXとの連動試験とは別趣旨となっております。</p> <p>【地方税共同機構・MPN運営機構】</p> <p>一括伝送方式対応のためのeLTAXとの連動試験については、スケジュール及び試験観点を整理の上、令和4年度第2四半期を目途に提示させていただく予定です。</p> <p>なお、試験用の一括伝送データについては、金融機関側で必要なパターン等をご検討いただけるよう、試験参加金融機関にて作成いただいたものを使用する想定です。また、金融機関間でのデータ重複を避けるため、83桁情報中に金融機関コードを含める等の一定の条件を検討中です。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
22	金融機関	資料8-3	1	資料8-3 （ご報告）eLTAXとの連動試験について ・第74回民間・地公体接続試験（2023年4月向け）は12月以降テスト開始のスケジュールを記載いただいているが、当初のスケジュールでは1月以降開始の認識。今後調整とのことだが、1か月の前倒しは影響が大きいため。当初スケジュール通りの方向でご調整をお願いしたい。	【MPN運営機構】 第74回民間・地公体接続試験（2023年4月向け）は、機能確認試験を12月5日から、オンライン実試験を1月から、クリアリング確認試験を2月から実施予定としています。MPNに接続されている金融機関の多くは共同利用センター利用型であり、1月以降のオンライン実試験もしくはクリアリング確認試験にご参加いただくことを想定しています。 12月から試験開始となる機能確認試験は、自機関で通信サーバを所有し個別に接続する形態の金融機関が必須となる試験となります。機能確認試験が必要な金融機関とは個別に意向を確認させていただきます。
23	金融機関	資料8-3		2023年4月開始に間に合わない金融機関に関しての接続試験について前回検討会で確認したが回答をいただけていないため、遅延する機関はどのようなスケジュールにて対応することになるのかお示しいただきたい。今後の開発スケジュールに影響があると考えている。	【地方税共同機構】 R5年4月以降ご参加の皆様への募集については別途調整が必要と認識しています。 日本マルチペイメントネットワーク運営機構様など関係者との調整の上、スケジュール等決定次第情報発信させていただきます。 【MPN運営機構】 金融機関様と地方税共同機構様でご調整いただき、開始時期に合わせて試験を実施いただくと理解しております。なお、MPNとしては、一括伝送方式を新規に開始される場合は、個別接続型金融機関であれば、年4回開催している定期接続試験への参加が必須となり、共同利用センター利用型金融機関では試験実施は任意であり、定期試験ではなく随時試験での実施でも問題ありません。
24	金融機関	資料10-1		一括伝送方式の募集方法・スケジュール等について、2023年4月の開始に間に合わず対応開始が遅延する機関は、掲載のスケジュール（契約書類掲載・募集開始：R4年7～8月、申込：R4年11～12月）で対応しなくてもよいか。	【地方税共同機構】 お示ししましたスケジュールは「R5年4月スタート」の金融機関様向けのスケジュールであり、ご認識頂いている通りです。
25	地方団体	資料12	3	資料12 「地方団体とeLTAXとの連動試験が2022年11月からに変更」予定と認識していますが、「2022年12月からに変更」になるということでしょうか？連動試験が後倒しになることは歓迎ですが、そうであれば、明確に地方団体へのアナウンスをお願いしたいところです。基幹税務システムの改修契約（2022年4月1日予定）の条件に係ることであり、できるだけ早めのアナウンスを希望します。	【地方税共同機構】 ネットワーク疎通試験を令和4年11月に、団体連動試験を令和4年12月～令和5年2月とすることを想定しております。 地方団体の皆様へのアナウンスにつきましては、eLTAXホームページにおいて、「地方税共通納税システム対象税目拡大に係る特設ページ」を開設しており、当該ページにて各種ドキュメントを含めて情報発信させていただきます。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
日本代理収納サービス協会提出資料関係					
26	金融機関	資料9		資料9 ・地方税統一QRコードの印字場所について、「コンビニエンスストア等収納用のバーコード印字場所からできるだけ離れた場所とする。」とのことだが、離れた場所の基準はあるのか。 ・QRコードとバーコードの印字位置関係（できるだけ離れた場所にあるか否か）はゆうちょ銀行の様式審査では確認しませんのでご承知おきください。	【代理収納サービス協会】 「離れた場所」の具体的な基準までは設けていません。 ゆうちょ銀行の様式審査の件は承知いたしました。ゆうちょ銀行の基準に沿っていただければ問題ないと考えております。
地方税共同機構提出資料関係					
27	金融機関	資料10	3	資料10 ・案件特定キー等の記載場所について、「「MPN標準帳票」のレイアウトにおける「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」の欄に、案件特定キー等を記載する」との記載があるが、MPN標準帳票上の収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分の各項目の名称は変更せず、従来通りとするという認識でよいか。収納機関番号等の名称が変わってしまうと、ペイジー利用者がATM等で納付する際、混乱してしまう可能性があるため確認しておきたい。	【地方税共同機構】 ご認識のとおりです。
28	金融機関	資料10	3	資料10 ・「地方公共団体コードとMPNの収納機関番号が異なっている場合には、MPNの収納機関番号を記載する（MPNの収納機関番号を共通納税用に利用する）。」とあるが、MPNにおける納付番号、確認番号および納付区分と、QRコード収納の案件特定キー、確認番号および税目・料金番号は必ず一致するという理解でよいか。	【地方税共同機構】 ご認識のとおりです。
29	金融機関	資料10	3	資料10 案件特定キー等の記載場所について ・納付書のQRコード裏面に文字等の印刷があった場合画像取込する際に裏面の文字が透けて、QRコードと重なるために、金融機関側でのOCR処理の精度や速度が低下するケースがある。このため、納付書の記載方法等に関する取りまとめにおいて、QRコードの裏面は原則余白とすることを推奨いただくことをご検討いただきたい。	【事務局】 金融機関からの聞き取りによれば、現在のOCRラインの読取りに関して、裏面に文字等の記載がある場合、OCR処理の精度や速度に影響を及ぼす実態があるとのことから、QRコードの読取りに関しても影響を及ぼす可能性が否定できないと想定しております。 このため、QRコードの裏面に文字等の記載を検討している地方団体においては、可能な範囲で早期に金融機関と調整のうえ読取りテストを実施し、処理精度や速度への影響有無について確認することが望ましく、そのうえで、影響があることが確認されれば、納付書裏面の記載を修正（削除）する等し、改めて読取りテストを実施し、影響の解消に努めるようお願いいたします。 なお、「QRコードの裏面は原則余白とすることを推奨」すべきかについては、上記の早期の読取りテストの結果等を踏まえた上で、必要な対応を検討します。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
30	金融機関	資料10		資料10 ・当方はこれまで、QRコードに設定される「団体番号」は地方公共団体コードとの認識で、システム開発を行っています。 今回の資料で「団体番号」に「地方公共団体コード」以外の「共通納税機関コード」が設定されることがあるとの記載がありますが、その場合は「団体番号」に設定するコード値の一覧（コードと内容）を早期に（4月上旬まで）にご提示願います。	【地方税共同機構】 地方税共同機構におけるシステム開発のスケジュール上、各コードの定義を4月上旬までにお示しすることは困難なため、個別に調整させていただければと存じます。 なお、QRコード格納項目のコード値については、令和4年度第2四半期を目途に決定することを検討しているところです。金融機関向けの提示方法や掲載場所の詳細については検討中です。
31	金融機関	その他		地方税統一QRコード格納項目「07期別」に関して、「全期」の場合どのように入力されるのか等、定義を明確化していただきたい。 加えて、自治体ごとに異なる定義とならないよう、統一したルールを定めていただきたい	【地方税共同機構】 全期前納の場合のコード値を含め、期別のコード値については地方団体に対して統一したものとして提示いたします。
32	金融機関	資料10		納付書に記載する文言・マークの刷色等について記載があるが、「地方税統一QRコード」自体の刷色についても、QRコードの認識率を高めるため、「黒色」で印字することを必須としていただきたい。	【地方税共同機構】 「地方税統一QRコード」の刷色に関しては、地方団体向けのドキュメントにおいて「黒色」で印字することを必須としています。
33	金融機関	その他		共通納税対応納付書を示す記号として「eLマーク」が原則記載されると認識している。この「eLマーク」が記載される納付書には、eL番号の記載が必須と理解しているが、QRコードの印字は必須ではなく、「eLマーク」が付されているからといってQRコードが必ず印字されているわけではないという認識で相違ないか確認させていただきたい。	【地方税共同機構】 ご認識のとおりです。 eLマークが記載されていても、eL-QRが記載されていないパターンの納付書は存在します。eLマークは地方税お支払サイトで納付可能な納付書であることを示すものと整理しており、QRコード付きかどうかを特定するものではありません。 なお、ご質問に記載のとおり、eLマークの記載は原則記載するものとしていますが、納品済の納付書等のやむを得ない場合は記載しないことも許容しています。

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
34	地方 団体	資料 10	別紙	<p>「Pay-easy（ペイジー）」収納サービス取扱に係る追加・変更申込書 2.取扱条件の収納委託料について、ページ左上に赤字で「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とありますので、今後の見直しにあたって意見いたします。</p> <p>現在稼働している地方税共通納税システムの手数料単価（33円/件（税別））と同額であるのは高いのではないかと考えています。</p> <p>理由としては、既存の地方税共通納税システムでは支払の可否や有効期限等を確認されたうえで納付操作がされていた認識ですが、今回の一括伝送方式においては、事前の支払可否などを確認せずに支払がなされるため、過誤納処理に係る地方団体側の作業は改善されません。</p> <p>既にMPNやクレジット払いを導入済の団体に納付する納税者にとっては、大企業などの一部納税者を除き、今回の税目拡大はメリットが見出せていないなか、もし33円の現行料金から上がる場合、業務効率の向上や市民全体への利用者利便に繋るようなメリットがないため、財政当局への説明がつかない状況です。</p> <p>また、これまでの申告税目や個人住民税特徴分の納付に関しては複数地方団体分や複数納期分を一括納付することによる割り勘効果が期待できましたが、今回の方式では割り勘効果が見込めず、納付書1枚ごとに33円の費用負担が発生することから、地方団体側の負担が激増します。</p> <p>（もちろん、これまで無償で納付処理を実施いただいていた金融機関様も多いなか、金融機関の皆様も様々な事情がおりと思えますが）金融機関様にとっても、これまでの納付済通知書の仕分け、配送といった業務は改善されるものと思えますので、全ての納付書がQR対応となったタイミングなどにおいては、手数料単価の逡減についても前向きにご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>【地方税共同機構】</p> <p>今回、地方税共同機構が募集する一括伝送方式の手数料については、現在、一括伝送方式による収納を行っている地方団体の例を参考として、33円/件（税別）と決定しました。</p> <p>これは、一括伝送方式の実績に基づいた合理的な積算が難しく、また、令和5年4月より地方税統一QRコードによる納付を開始するという極めて短期間での対応が求められていることによるものです。</p> <p>なお、手数料については、地方団体並びに金融機関から意見もいただいていることから、令和5年4月の運用開始以降、これを見直すことを考えていますが、その際には、金融機関よりコスト分析に必要となる地方税統一QRコードによる一括伝送方式の取扱い実績等を提示いただく必要があり、関係者の協力をお願いいたします。</p>
35	地方 団体	資料 10	別紙	<p>資料10（別紙）吹き出し 「収納委託手数料につきましては、・・・見直すことを考えています。」</p> <p>金融機関の窓口収納は、実質的に無償又は廉価な手数料で行っていただいているが、今回の地方税統一QRコードの導入に伴い、33円/件の費用負担が発生することとなる。</p> <p>現状の取扱いに課題があることは十分認識しているものの、税基幹システムの改修コストに加え、収納委託手数料として、地方団体にとって大きな財政負担が発生することについて、今回呈示された単価水準であっても予算措置等に苦慮するところではあります。</p> <p>稼働開始から一定期間が経過した後は、その時の財政状況等を踏まえた手数料水準の見直しの必要性は理解するものの、見直しに当たっては、こうした地方団体の実情・意見も踏まえ慎重に検討いただきたい。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
36	金融機関	資料10	別紙	<p>一括伝送方式に係る事前取決め事項において定められた収納委託手数料は既存のMPNによる収納手数料水準と同額という認識であるが、本制度については、必ず窓口での事務処理が生じるものであり、既存のMPNオンライン収納やダイレクト方式と比較し金融機関の事務コストは過大となる。加えて、各金融機関において本制度に対応するため大規模なシステム改修が必要となる。</p> <p>本制度は地方団体・金融機関の双方の事務効率化を目的に地方税収納を電子化する取組と認識しており、また、納税者の利便性向上に資する取組であることから当業態としても前向きに取り組む方針であるが、一方、金融機関において永続的に地方税収納業務を継続していくためには適正な経費をご負担いただく必要があると考える。</p> <p>今般提示いただいた手数料水準は金融機関側の事務負担から見て適正なものといえず、また、積算根拠もご提示いただけていない。また、手数料水準の見直しに言及されているものの、見直し時期や検討プロセスについては定められておらず、金融機関における地方税収納の業務継続に懸念が生じるものとなっている。</p> <p>本制度の効果を最大化するためにも可能な限り多くの金融機関の参加が望まれるところであるが、提示いただいた手数料水準では本制度に対応しないという経営判断を行う金融機関も生じる恐れがある。</p> <p>なお、令和3年6月18日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。」と明記されたものと認識している。</p> <p>こうしたことから、収納委託手数料についてはご再考いただくようお願いしたい。</p>	
37	金融機関	資料10	別紙	<p>① 地方税共同機構が金融機関に収納委託手数料を提示する際には、金融機関の理解が得られるように、手数料の算出根拠、検討過程等などについて、丁寧に説明いただきたい。</p> <p>② 取扱条件として提示された収納委託手数料は、同様の業務を行うコンビニエンスストアの水準に比べかなり低く、金融機関の人員費等のコストを勘案したものとは言い難く、金融機関の地方税窓口収納業務の持続性を確保するためにも金融機関の処理コストに見合う手数料を設定いただきたい。</p>	
38	金融機関	資料10	別紙	<p>左肩梓書き部『なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。』について</p> <p>運用開始後には本取扱いに係るコストが実績値として把握可能となり、適正な手数料水準についても明らかになると思われます。つきましては、運用開始後に改めて手数料について意見聴取の機会を設けることを明記の上、その実施時期も示していただきたいです。</p>	
39	金融機関	資料10	別紙	<p>・収納委託手数料が33円/件（税別）とのことだが、金融機関のコストに配慮した手数料にしていただきたい。金融機関のコストについては、全銀協の調査結果では、平均値401円、中央値296円となっており、コストと手数料が大幅にかけ離れていることから再考いただきたい。</p> <p>・「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とのことだが、令和5年4月の運用開始後ではなく、現時点で再考いただきたい。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
40	金融機関	資料10	別紙	<p>・「なお、収納委託手数料につきましては、令和5年4月の運用開始後、関係者の意見を聞きつつ、見直すことを考えています。」とあるが、令和5年4月以後、可能な限り速やかに具体的検討に着手することが肝要と考えられるなか、検討主体であるLTAに対し、今から準備をしていただくことは非常に重要と考えられるため、LTAに対し、①見直しの開始時期（例えば令和6年度初）、②検討主体と参加者（QR活用検討会の枠組みとするのか、別の検討体とするかを含む）、③見直す際の検討方法のたたき台（例えば金融機関側と地公体側のコスト算出の基準をどう考えるか）について提示すること、また、その提示をいつまでに行うかについても提示することを求めています。</p>	
41	金融機関	資料10	別紙	<p>○本申込書のひな型において、収納委託手数料が1件33円（税別）と記載されているが、本手数料水準は、ペイジー公金収納における非対面取引（インターネットバンキング、ATM等）と同額であり、窓口対応の人件費が一切考慮されていない。また、類似の業務であるコンビニ収納の手数料水準ともバランスを欠くものであり、到底容認できるものではない。こうした手数料水準では、地方税統一QRコードによる窓口収納に対応しない金融機関も出かねない。</p> <p>○統一QRコードによる窓口収納の委託手数料については、</p> <p>①窓口対応に係る人件費を考慮すること、少なくともコンビニ収納の手数料水準を発射台とすること</p> <p>②本業務開始後のしるべきタイミングで、金融機関におけるコストの実態を踏まえて更なる見直しを行うことが不可欠であり、再考を求めたい。</p> <p>○また、業務開始後の手数料水準の見直しについては、見直しの具体的な時期、方法を示すことが不可欠であり、収納委託金融機関の公募前に必ず示していただきたい。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
キャッシュレス推進協議会提出資料関係					
42	地方 団体	資料 1 1		<p>CRCの計算についてご記載がありますが、「文字コードは「UTF-8」を利用する」「計算を行う対象範囲をUTF-8の文字コードのバイナリで捉え、先頭から1バイトずつ処理を行う」と記載がございます。</p> <p>現在、QRコードを付与する納付書・納税通知書については現状「Shift-JIS」で印刷業者と連携しております。今回扱う文字列は数字のみであり、これであれば「UTF-8」も「Shift-JIS」でも同じではないかと考えており、改めて文字コードの考え方について確認させて頂きたく存じます。</p> <p>（Shift-JISの文字コードのバイナリで捉えることを想定していますが、懸念はありますでしょうか？）</p>	<p>【キャッシュレス推進協議会】</p> <p>現状のQRコードへの格納情報は数字のみで構成されるため、この場合、Shift-JISとUTF-8において文字コードの違いはないため、結果としては同じと認識します。他方、今後の拡張領域の使い方によっては、違いが生じる可能性があるため、当方としては「UTF-8」として処理していただきたいとしております。</p>
証券の取扱いについて					
43	金融 機関	資料 1 2		<ul style="list-style-type: none"> ・地方税統一QRコードの付された公金と同様に、指定金融機関、収納代理金融機関等として公金納付時に受け付ける証券についても、証券の取扱いを行わないよう統一してもらいたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、2026年度末の手形・小切手の電子化を推進するため、eLTA等の代替手段による納税にシフトするインセンティブを働かせたい。 ・地方税統一QRコードが付された公金のみ証券の取扱いを行わないとすると、QR以外の公金とQR分の公金の合計金額の小切手を持参された納税者の納税をお断りする必要が生じ、納税者の利便性を損なうと伴に、苦情の発生要因となる。（歳入金との合算時も同様） ・地方税統一QRコードが付された公金のみ証券の取扱いが不可となることは、郵便局の窓口にとって分かりにくく、窓口での誤取扱いを誘発する懸念がある。 <p>また、窓口での誤取扱いを検知するため、後方（貯金事務センター）で検査をする必要が生じ、効率的な事務処理の実現が図られない。</p>	<p>【事務局】 指定金融機関等における証券の取扱いについて、いただいた御意見については制度所管部局とも共有してまいります。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
地方団体・金融機関に対する調査について					
44	金融機関	資料12		<p>一括伝送関係連絡先調査</p> <p>地方税共同機構様との契約が完了していない段階において、個別の連絡先を開示することで地方公共団体とのやりとりが発生してしまうことを懸念している。仮に上部組織の窓口を記載した場合においても全国の地方公共団体から問い合わせ等が発生することが想定され、通常業務に影響することが考えられる。金融機関や地方税共同機構が共通して確認すべき事項や確認したい事項を洗い出し、調査をすることが必要なのではないかと。少なくとも、全項目を必須とするのではなく、各組織、現時点で開示可能・問題のない内容で開示することを前提とした調査とすべき。</p>	<p>【事務局】 地方税共同機構の収納委託事務契約に係る承諾・回答書提出（11月～12月までを予定）の後に調査・取りまとめを行うことは、読取りテスト等における地方団体・金融機関の連絡調整に支障が生じるものと考えられるため、今の時点で調査を行ったものです。</p> <p>また、金融機関や地方税共同機構が共通して確認すべき事項や確認したい事項の洗い出しについては、検討会構成団体の皆様にご意見をいただき、それらを反映した調査票とさせていただいた認識です。</p> <p>なお、ご意見も踏まえ、回答困難な項目については、検討中との回答もやむを得ないと考えており、その旨調査票に明記しています。</p>
45	金融機関	資料12	2	<p>本調査を実施する趣旨、調査結果の活用方法、情報共有の目的などについて、丁寧に説明いただき、金融機関が貴省へ回答することに理解が得られるように対応いただきたい。</p>	<p>【事務局】 ご意見を踏まえ、調査依頼の事務連絡において、調査の趣旨等を丁寧に説明したうえで、調査を実施しました。</p>
納付可能な金融機関の周知					
46	金融機関	その他		<p>・地方税統一QRコードを付した納付書には、納税者向けに、収納可能な金融機関を把握できる記載がされると認識しているが、本件記載内容を早期にお示しいただきたい。</p>	<p>【事務局】 納付書の記載内容については各地方団体においてご検討いただくものですが、QRコードによる収納が可能な金融機関について記述する場合は、対象となる金融機関が多岐にわたるため、例えば対応可能な金融機関について記載された地方税共同機構のホームページをご案内いただくなどの手法が考えられます。</p> <p>【地方税共同機構】 例えば、金融機関の対応状況について地方税共同機構のホームページ等に掲載するとともに、納付書へ記載する支払可能な金融機関については、指定金融機関を含む主要な金融機関を記載いただき、詳細な一覧は前記ホームページをご案内いただくような方法が考えられます。</p> <p>なお、記載内容の詳細については、各地方団体において判断されるものと考えます。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和3年度第5回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
47	金融機関	その他		「地方税統一QRコード」による収納の開始（eLTAXにおけるシステムリリース）は2023年4月3日という認識だが、当該日以前に「地方税統一QRコード」が印字された納付書が納税者に送付される可能性があると考えている。このため、誤ってシステムリリース日前（2023年4月3日前）に収納を受付け、MPNを介してeLTAX宛てにデータ送信を行う可能性が想定されるが、この場合のeLTAXの挙動についてご教示いただきたい。エラーとして受付金融機関に返却される等となるか。	<p>【地方税共同機構】 eLTAXとしては2023年4月3日以前であっても、一括伝送データが送信された場合は、システム的には正常なデータとして処理されます。</p> <p>【事務局】 納付書に地方税統一QRコードが付されるのは令和5年度以降であり、それより前の時期に納付書が送付され、QRコードによる納付が行われることは想定していません。上記のシステム上の事情も踏まえ、地方団体においては、地方税統一QRコード付きの納付書の発送時期等に十分ご留意願います。</p>
48	金融機関	その他		「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間とりまとめ」（令和4年1月）において、金融機関が受け取る納付済通知書および原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しない、としていただいているが、この済通・原符の範囲は地方税に限らず、およそ自治体の発行する全ての納付書、すなわち公金に関する納付書等も範囲に含まれるという理解で相違ないか。	<p>【事務局】 地方税の納付書については、地方税統一QRコードの活用に係る検討会中間取りまとめ（令和4年1月）でお示ししているとおり、地方税統一QRコード以外のQRコードを表面（特に納入済通知書及び原符）に印字しないこととしています。</p> <p>他方、地方税以外の公金の納付書等に関しては、上記の範疇外であり、各地方団体の裁量と考えます。</p>
49	金融機関	その他		QRコードに格納される「案件特定キー」および「確認番号」の採番に関し、地方団体宛てに基本的な考え方を発信しているか確認させていただきたい。 特に固定資産税において、期別にユニークな案件特定キー・確認番号が採番される考え方となっているか確認させていただきたい。	<p>【地方税共同機構】 地方団体に対しては、納付書を共通納税機関コード・案件特定キー・確認番号・税目料金番号の4つの情報によって一意に特定できるように発信しています。期別ごとの納付書に対してユニークな番号の組み合わせが採番されることとなります。</p> <p>なお、4つの情報の組み合わせによってユニークとなりますので、例えば案件特定キーのみに着目した場合には同一の番号が複数の納付書で使用される可能性はあります。</p>